

令和5年度第1回政治倫理審査会会議録（令和5年10月11日）

事務局	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ただいまから周南市政治倫理審査会を開催いたします。新しい会長が決まりますまで進行を務めさせていただきます、法務コンプライアンス課の神田と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、新たな任期が始まり最初の審査会になります。お配りしています委員名簿をご覧いただきながら、委員の皆さま方に順次、自己紹介をしていただければと思います。</p>
委員	(委員自己紹介)
事務局	<p>続きまして、職員の紹介をします。</p>
事務局	(職員自己紹介)
事務局	<p>ただ今から議事に入ります。まず会長及び副会長の選出です。本日は、2人の委員が欠席しておりますが、周南市政治倫理条例第15条第2項の規定により、委員の過半数が出席されていますので、会議が成立することをお知らせいたします。</p> <p>周南市政治倫理条例第12条第5項では、会長及び副会長は委員の互選によってこれを定めることを規定しています。</p> <p>この規定に基づきまして会長及び副会長を選出していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>事務局としましては、今回5人の方が新任で、再任の方が、3期目の石橋委員、2期目の椎木委員のお二人のみですので、会長に石橋委員、副会長に椎木委員はいかがかと考えていますが、いかがでしょうか。</p>
委員	(同意)
事務局	石橋委員よろしいでしょうか。
石橋委員	お引き受けします。皆様どうぞよろしくお願いします。
事務局	<p>椎木委員は本日欠席のため、事務局から改めてご了承いただけるよう、お願いさせていただきます。</p> <p>石橋委員に会長席に移動していただきますので、しばらくお待ち</p>

<p>会長</p>	<p>ちください。</p> <p>それでは、これからの議事進行を石橋会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議を再開します。</p> <p>議事2「その他」に入ります。</p> <p>まず「審査会の所掌事務等」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、審査会の所掌事務についてご説明いたします。</p> <p>今回は、任期開始後、初めての審査会であり、新任の委員もいらっしゃいますので、改めて審査会の所掌事務等につきまして、資料1から資料4によりご説明いたします。</p> <p>また、参考として周南市政治倫理条例をお渡ししております。政治倫理審査会の設置は、条例第11条から第15条までにおいて規定しています。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>まず、1「審査会の組織、委員の職責」です。</p> <p>条例第12条で、審査会の組織について、委員の人数など7項目、委員の職責について3項目を定めています。</p> <p>次に、2「審査会の所掌事務」です。</p> <p>審査会の所掌事務は、(1)のとおり4項目を定めています。</p> <p>①の資産等報告書等の審査につきましては、毎年必ずお願いすることになります。そのほか、②市民からの調査請求に関すること、③職務関連犯罪に係る説明会に関すること、④政治倫理に係る市長の諮問に答申等すること、となっております。</p> <p>続いて、(2)のとおり、審査会が行うこととして、①所掌事務を行うための調査、②弁明の機会の付与、③条例違反の意見書への記載、④条例違反に対する勧告、の4項目を定めています。</p> <p>次に「3 調査請求等の状況」です。</p> <p>ご覧のように、平成23年度に条例第16条に基づく調査請求</p>

があり、平成27年度には市長から審査会へ諮問が行われております。審査会の開催回数もそれらに伴い多くなっています。

次に資料2についてご説明します。

調査請求に係るフロー図、裏面は諮問に係るフロー図です。

市民の調査請求権は、条例第16条第1項に定めています。有権者50人以上の連署をもって市長に提出された請求書について、市長は、審査会に対し調査及び審査を求めることとなります。これにより審査会は、調査及び審査を求められた日から60日以内に意見書を作成し、市長に提出することとなります。

次に資料3、審査会の会議についてご説明します。

審査会の会議は、原則公開ですが、資料2のような市民からの調査請求等があった場合における調査及び審査に関する会議や、市長、議員の資産等報告書等の調査及び審査に関する会議など、会議の内容に周南市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれると出席委員の3分の2以上の委員が認めた場合は、当該不開示情報部分を非公開とすることとなります。

今後、会議を開催するに当たっては、会議を非公開にするかどうかを会議の都度判断していただくこととなります。

最後に資料4、過去の審査会への調査請求等案件について、ご説明します。

まず、平成23年にございました周南市防災行政無線施設整備工事請負契約に係る調査請求の経緯を簡単にご説明いたします。

この事案は、新聞で報道された元市長の防災行政無線施設整備工事における契約の相手方への電話での発言などについて、政治倫理条例に規定されている政治倫理基準に抵触している疑いがあるとして、平成23年3月22日付けで、市民から調査請求書が提出されたことによるものです。

その後の流れといたしましては、4月28日に政治倫理審査会に対して調査が求められ、同日第1回の審査会で、調査の進め方

等が検討されました。

続いて、5月11日に元市長から弁明書が提出され、5月12日には意見陳述により請求代表者から請求内容の補足説明を受けています。その後3回の会議で審議を重ね調査報告書の内容を決定し、6月24日に市長に調査報告書を提出しています。

当時の審査会は、元市長の発言などの時期も考慮した上で、政治倫理条例第3条第1項第1号「市政の担い手として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に抵触するとの判断を示しています。

次に、平成27年の事案は、道の駅ソレーネ周南で市議会議員がカステラを販売することが市議会の会派代表者会議で問題になり、議長が政治倫理条例に抵触していると判断し、出荷を控えるように申し入れをしましたが、当該市議会議員が違反していないと回答したことから、6月19日に議長から市長に審査会への諮問が要請され、同23日に市長から審査会へ諮問が行われたものです。そして、同日の審査会で、審議の進め方等を検討し、その後、3回の会議で審議を重ね、8月19日に市長に答申を行っております。

答申の内容といたしましては、本件委託販売契約が政治倫理条例に規定する委託契約に当たるかどうかについては、意見が分かれたため、両論を併記することとなりました。

一方、本件委託販売行為に係る当該市議会議員の行為については、政治倫理条例第3条第1項第1号に抵触すると結論づけました。また、この答申書の中で、政治倫理条例の検討課題として、1、会議の具体的な審議の非公開の必要性、2、規制する契約を明確にすること、3、事前審査手続の整備等が付言として示されました。これを踏まえて、政治倫理条例は、平成28年に全部改正を経て現在に至っています。

<p>会長</p>	<p>以上資料1から4についてご説明いたしました。委員の皆さまには、その他政治倫理条例に改めて目を通していただければと思います。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただ今の事務局からの説明について、質問等はありませんか。</p> <p>では、次に「議員の資産等補充報告書の審査」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、議員の資産等補充報告書の審査についてのご説明ですが、まず、議員の資産公開について、簡単に概要をご説明いたします。</p> <p>お手元の資料の「議員の資産公開の概要」をご覧ください。</p> <p>まず、報告書の種類と作成期間についてです。</p> <p>報告書の種類は、資産等報告書など4種類で、作成期間及び添付する証明書類は、それぞれご覧のとおりです。</p> <p>(1)の資産等報告書は、任期開始の日において有する資産等について、任期開始の日から起算して100日を経過する日までに作成するものです。これについては、現職議員の内、令和2年の市議会議員一般選挙当選議員については、令和2年度に審査を終え、審査会の意見書を添えて、閲覧をしております。また、本年4月23日執行の市議会議員補欠選挙において当選した議員については、9月25日に審査を終え、10月2日から、審査会の意見書を添えて、閲覧をしております。</p> <p>現職議員の任期満了は令和6年6月19日で、来年市議会議員一般選挙があり、新しい任期が始まりますので、来年の10月頃に議員全員分の資産等報告書の審査をお願いすることになる予定です。</p> <p>(2)の資産等補充報告書は、この度審査をお願いするものです。後ほどご説明いたします。</p> <p>(3)の所得等報告書及び(4)の関連会社等報告書については、毎年作成されるものですが、本年は、6月下旬に審査を終え、審査会</p>

の意見書を添えて、6月30日から閲覧をしております。

審査会は、この資産等報告書などについて、市長からの審査の求めに関し、調査、審査を行い、その結果を記載した意見書を作成し、市長に提出することになります。

それでは、この度審査をお願いする、(2)の資産等補充報告書についてご説明いたします。

資産等補充報告書は、任期開始の日後新たに有することとなった資産等で、任期開始の日から起算して1年を経過する日において有するものについて、同日から100日を経過する日までに作成するものです。新たに有する資産がある場合にのみ、作成することとなります。

今年度、議員の中に前年度から資産が増えた方が5人いらっしゃいますが、すでに、議長から、資産等補充報告書及び証明書類の写しが市長に提出されています。

皆さまには、資産等補充報告書及び証明書類の写しをお帰りの際にお渡ししますので、証明書類と突き合わせて記載内容に誤りがないか等、審査をお願いできればと考えております。その際にご意見等がありましたら、それらを踏まえて意見書の案を事務局で作成し、委員の皆さまに確認をお願いした後、ご承認いただければと考えております。

なお、審査は書面審査を基本として、メールやファクスなどにより審査意見書を取りまとめることとし、いただいたご意見の集約を会議の場で行う必要がある場合に限り、会議の開催を調整させていただくように考えております。

最後に、今回審査をお願いする市議会議員の資産等補充報告書の写しと審査意見書写しの閲覧の開始は、11月27日(月)からとなります。

以上で、説明を終わります。

ただ今事務局から提案がありました議員の資産等補充報告書に

会長

委員 会長	<p>対する審査意見書の取りまとめの方法については、事務局案で進めてよろしいでしょうか。</p> <p>(了承)</p> <p>では事務局案で進めていきます。</p> <p>他に何かありますでしょうか。</p> <p>ないようですので本日の審査会はこれで終了といたします。お疲れ様でした。</p>
----------	--